

変動超音波式猫被害軽減器貸出要領

1 目的

猫による糞尿被害等を軽減するため、変動超音波式猫被害軽減器（以下「軽減器」とする。）の効果を試すために無償で貸し出すことについて必要な事項を定める。

2 貸出対象者

神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町を除く。以下、同じ。）で猫による糞尿被害等を受けている県民又は県内に事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「県民等」という。）を貸出対象とする。

3 貸出期間

軽減器の貸出は年1回、1回の貸出期間は2週間以内とする。軽減器の貸出延長は、貸出期間満了時に他の使用又は利用申出がないことをもって1回まで受け付けることとし、延長する期間は1週間以内とする。

4 使用又は利用申出

(1) 申出

ア 軽減器を借り受けようとする県民等は、「使用又は利用申出書（別紙1）」により保健福祉事務所長又は保健福祉事務所各センター所長（以下、「保健福祉事務所長等」という。）に使用又は利用申出を行い、その際に、本人であることを証明できる書類（個人：運転免許証、保険証等、法人：登記簿謄本）を提示する。

イ 保健福祉事務所長等は、県民等から「使用又は利用申出書」を受けた場合、アにより本人確認をし、「使用又は利用申出書受付簿（別紙2）」に記載し、使用又は利用申出書とともに保管する。

保健福祉事務所長等は、貸出を決定後、捕獲器を借り受けようとする県民等に「超音波式猫被害軽減器貸出書（別紙3）」を交付する。

ウ 貸出延長は、電話等により事務手続きを行い、「使用又は利用申出書等」に赤字で記載する。

(2) 貸出後の管理等

ア 軽減器の電池及び設置に必要な器具は、借り受けた県民等の負担とする。

イ 保健福祉事務所長等は、軽減器を借り受けた県民等が自己の管理する土地又は建物内に設置し、他の者及び財産に損害等を与えないで責任を持って管理使用するよう、6(1)と併せて説明する。

ウ 保健福祉事務所長等は、軽減器を借り受けた県民等が軽減器を毀損又は滅失しないよう、6(2)と併せて説明する。

5 返却

借り受けた県民等は、借り受けた時と同程度の状態で軽減器を貸出期限満了後までに返却するものとする。

6 使用時の事故等

(1) 借り受けた軽減器の使用に起因する事故、トラブルについての損害責任は、すべて借り受けた県民等が負うこととし、ただちに軽減器の使用を中止するものとする。また、トラブル等の相手先との対応等については、借り受けた県民等が誠意をもって対応するものとする

(2) 借り受けた県民等が軽減器を毀損又は滅失した場合は、原則として借り受けた県民等が責任をもって、借り受けた時と同程度の状態にして返却又は同等品で賠償することとする。

7 貸出中止

保健福祉事務所長等は借り受けた県民等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その貸出期間にかかわらず、軽減器の貸出を中止し、返却させることができる。

(1) この要領又は貸出決定に違反したとき。

(2) 目的以外の使用をしたとき。

- (3) 健康被害等の苦情があったとき。
- (4) 他の者に再貸与したとき。
- (5) その他軽減器の管理上必要があるとき。

8 本要領の内容について、保健福祉事務所長等が必要と認める場合は別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。